

## 豊能町立図書館資料収集、保管及び除籍に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町立図書館設置条例(昭和60年条例第22号)第2条第1項第1号に規定する、図書館資料の収集、保管及び除籍について、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 豊能町立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意し、図書館資料の収集、保管及び除籍を行わなければならない。

(合議)

第3条 収集資料及び除籍資料の選定は、豊能町立図書館職員の合議により行う。この合議は、豊能町立図書館職員の中から図書館司書を含めた3人以上5人以下の職員で構成する。

(資料収集方針)

第4条 館長は、図書館資料の収集に関する方針を定め、その方針に則り資料を収集する。

(資料の保管)

第5条 収集した資料は、図書館システムに書誌登録の上、管理し、常に利用可能な状態での保管に努めなければならない。

(資料の保存年限)

第6条 逐次刊行物の内、新聞及び雑誌については、別表のとおり保存年限を定める。

(除籍基準)

第7条 常に質の高い新鮮な資料構成を維持し、充実させるため、適宜資料の除籍を行う。

2 除籍の対象とする資料の基準は、別に定める。

(除籍資料の取り扱い)

第8条 除籍した資料は、無償譲渡、売り払い若しくは廃棄することができる。

2 無償譲渡については、別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、資料収集、保管及び除籍について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	保存年限
新聞（朝刊・夕刊）	6月
雑誌	3月以上10年以下で別に定める。